

工場立地法の届出について

工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的に、一定規模以上の工場の生産施設や緑地等の面積率に関する準則を定め、工場の新設・増設等の際にはこの準則の規定に適合した生産施設や緑地等を設置するとともに、事前に届け出ることを義務付けています。

岐阜市では、市の準則を条例で定め（平成27年4月1日施行）、工場が立地する区域の区分に応じて緑地面積率及び環境施設面積率の規定を緩和しています。

また、工場立地に関する準則の一部改正（平成27年5月25日施行）により、一部の業種の生産施設面積率の規定が緩和されました。

届出対象となる工場または事業場（以下、「特定工場」という。）の範囲

業種	製造業（物品の加工修理業を含む）、電気・ガス・熱供給業
規模	敷地面積が9,000㎡以上 または 建築面積の合計が3,000㎡以上

工場立地に関する準則

○敷地面積に対する生産施設面積率

特定工場が行う業種の区分に応じて、下表のとおり定められています。（国の準則）

業種の区分		生産面積率の上限
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第二種	伸鉄業	40%
第三種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45%
第四種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第五種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第六種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	60%
第七種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

○敷地面積に対する緑地面積率及び環境施設面積率

特定工場が立地する区域の区分に応じて、下表のとおり定めています。（赤字：市の準則）

	住居・商業系地域	準工業地域	工業地域	市街化調整区域
緑地面積率	20%以上	10%以上	5%以上	5%以上
	※重複緑地は、それぞれの下限値の50%まで緑地面積に算入可能。			
環境施設面積率	25%以上	15%以上	10%以上	10%以上
	※敷地周辺部に15%以上（工業地域、市街化調整区域は10%以上）配置しなければならない。			

注意事項

- 岐阜市風致地区条例に規定する風致地区であって、同条例で規定する緑地率が、上表に掲げる緑地面積率を上回る場合は、同条例の規定に従わなければなりません。
- 岐阜市景観計画の規定により必要な緑地面積が、上表に規定する緑地面積の下限値を上回る場合は、同計画の規定に従わなければなりません。
- 既に立地している工場において、生産施設等の施設の変更を伴わず、単に緑地や環境施設のみを削減する場合は、上表の規定にかかわらず、国の準則で定める割合を下回ることはできません。
- 昭和49年6月28日以前に設置された工場、又は工業団地に立地する工場には、上表の規定を満たさない場合も、特例措置が認められる場合があります。

届出の手続き

以下の場合に届出が必要です。

届出書類を2部作成し、岐阜市役所 企業立地推進課（市庁舎13階）に提出してください。

実施制限期間の短縮申請を行う場合は、必ず事前にご相談ください。

届出種類	内 容	届出書類	届出時期
新設	<ul style="list-style-type: none"> 特定工場を新設する場合 敷地面積または建築面積の増加により特定工場となる場合 既存施設の用途変更により特定工場となる場合 	特定工場新設（変更） 届出書 または 特定工場新設（変更） 届出及び実施制限期間 の短縮申請書	工事着工90日前 まで 実施制限期間の 短縮申請を行う 場合は、30日前 まで
変更	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積が増加または減少する場合 建築面積が増加または減少する場合 生産施設面積が増加する場合 緑地面積または環境施設面積が減少する場合 製品の変更により生産施設面積率等が変わる場合 		
氏名等の 変更	<ul style="list-style-type: none"> 届出者の氏名または住所を変更した場合 	氏名（名称、住所） 変更届出書	事後、速やかに
承継	<ul style="list-style-type: none"> 譲り受け、借り受け、相続または合併により届出者の地位を承継した場合 	特定工場承継届出書	
廃止	<ul style="list-style-type: none"> 工場を閉鎖する場合 	特定工場廃止届出書	

用語の解説

- 生産施設 製造行程等を形成する機械または装置が設置される建築物及び建築物の外に設置される機械または装置をいい、事務所や倉庫は含みません。
- 緑 地 高木や低木、芝等の地被植物が植栽された土地又は建築物等の施設の屋上等で、工場周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理されたものをいいます。プランターに植えられた樹木や草花は、緑地には含みません。
- 環境施設 緑地を含め、水景施設、屋外運動場、広場、太陽光発電施設等で、工場周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理された土地又は施設をいいます。
- 重複緑地 屋上緑化や壁面緑化、緑化駐車場等、他の用途に使われる施設に重複して設けられた緑地をいいます。
緑地面積に算入できる重複緑地面積の割合を超えた部分の重複緑地は、緑地面積に加算できません。

その他

工場立地法届出手引、届出様式、関係法令等は、下記 URL から閲覧、ダウンロードできます。

岐阜市公式ホームページ（企業立地推進課） <http://www.city.gifu.lg.jp/2918.htm>

問い合わせ・届出先

岐阜市 経済部 企業立地推進課

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1

TEL：(058)265-3989（直通） FAX：(058)265-2218 Email：richi-suishin@city.gifu.gifu.jp